

財産形成年金預金

平成30年4月2日現在

1. 商品名 (愛称)	・財産形成年金預金
2. 販売対象	・財産形成年金預入取扱契約先企業勤務で契約時55歳未満の勤務者の方 ・おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
3. 期 間	・積立期間5年以上 (年1回の預入が必要です) ・年金受取開始日までに、最終預入日から6カ月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・給与または賞与からの天引き預入 ・1回1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法 (払戻要件)	・満60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3カ月毎にご指定の口座に振り込みます。 ・受取日は、1日から28日までの間でご指定ください。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税	・預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・個別の定期預金毎に、満期時に一括して支払います。 ・付利単位を100円とし、1年毎の年複利計算 (ただし、年単位としない預入日数については、1年を365日とする日割計算) ・財産形成住宅預金と合算して550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利息について20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	_____
9. 中途解約時の 取扱	・全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 ・年金以外で払い戻しされる時は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。 ただし、年金の払い戻し開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。
10. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 <p>（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）</p>